

剰余金処分案

(単位：円)

| | | |
|---------------|-------------|---------------|
| I. 当期末処分剰余金 | | 1,317,125,586 |
| II. 任意積立金取崩額 | | |
| 1. 社会貢献支援積立金 | 1,500,000 | |
| 2. 事業施設積立金 | 87,500,000 | |
| 3. 事業危機対応積立金 | 1,000,000 | |
| 4. 環境推進対応積立金 | 3,200,000 | 93,200,000 |
| 合 計 | | 1,410,325,586 |
| III. 剰余金処分額 | | |
| 1. 法定準備金 | 84,700,000 | |
| 2. 利用分量割戻金 | 255,905,545 | |
| 3. 出資配当金 | 10,749,220 | |
| 4. 任意積立金 | | |
| (1) 社会貢献支援積立金 | 25,600,000 | |
| (2) 事業施設積立金 | 150,500,000 | |
| (3) 事業危機対応積立金 | 604,300,000 | |
| (4) 食と農振興積立金 | 10,400,000 | |
| (5) 環境推進対応積立金 | 5,900,000 | 1,148,054,765 |
| IV. 次期繰越剰余金 | | 262,270,821 |

以上のとおり提案いたします。

2026年6月16日

生活協同組合パルシステム神奈川
代表理事 理事長 藤田 順子
代表理事 専務理事 網野 拓男

剰余金処分案に関する注記

1. 法定準備金

法定準備金は、消費生活協同組合法第五十一条の四第1項及び当組合定款第75条の規定にしたがい84,700,000円を積み増します。

2. 利用分量割戻金

利用分量割戻金は、2025年4月1日から2026年3月31日の対象利用額（但し、パルシステム手数料、利用事業、チケット、カンパ、共済掛金、電気使用料などを除く）に対して業績状況を考慮した0.45%の割合とし、第27回通常総代会当日（6月16日）に在籍している組合員が対象となります。なお、利用分量割戻金額に消費税額（8%、10%）を加算し、請求書上で商品代金と振替えます。

3. 出資配当金

2025年4月1日から2026年3月31日の出資額に対して年0.1%とし、第27回通常総代会当日（6月16日）に在籍している組合員が対象となります。なお、配当金については源泉所得税（20%）並びに復興特別所得税（0.42%）を控除した後、全額出資金に振替えます。

4. 任意積立金

(1) 社会貢献支援積立金

社会貢献支援積立金は、地域の諸活動への活動支援、東日本大震災ほか大規模災害が発生した被災地への支援金、特定非営利活動法人の活動支援等に係わる支出、社会貢献に係る支援の準備金などとして積み立てます。

(2) 事業施設積立金

事業施設積立金は、配送センター及び附属設備並びに福祉事業施設の新設・修繕・移転等の準備金と

して、積み立てます。

(3) 事業危機対応積立金

事業危機対応積立金は、近年において被害規模が拡大傾向にある自然災害やサイバー攻撃などへの備え、被災時の対応費用を積み増します。

(4) 食と農振興積立金

食と農振興積立金は日本の農業の発展、食の安全・安心、食料自給力の向上を共にめざす、産地、メーカー、NPO法人等の振興を目的として費用を積み立てます。

(5) 環境推進対応積立金

温室効果ガス削減、再生可能エネルギーの導入比率向上、EV車両の導入検討、プラスチックの使用量削減などをすすめ、地球温暖化など、さまざまな環境問題への対応を推進するため積み立てます。

5. 次期繰越剰余金に含まれている教育事業等繰越金の額

次期繰越剰余金には、消費生活協同組合法第五十一条の四第4項及び第5項に規定する教育事業等繰越金 43,000,000 円が含まれています。